

第7回 臼杵市議会基本条例特別委員会 会議要旨

日 時 令和3年2月12日（金曜日） 午前9時55分 ～ 午前10時56分
場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委員長 吉岡 勲 副委員長 大塚 州章
委員 川辺 隆 委員 内藤 康弘 委員 伊藤 淳
委員 梅田 徳男 委員 戸匹 映二 委員 奥田富美子
委員 若林 純一 ~~委員 匹田 郁~~

欠席委員の氏名

委員 匹田 郁

説明のため出席した者の職氏名

(な し)

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 弘樹 次長 後藤秀隆 書記 高橋悠樹 主査 清水 香

傍聴者

議員 河野 巧

会議に付した事件

1. 素案の内容協議について
 2. その他
-

午前9時55分 開議

○委員長（吉岡 勲）

ただいまから、第7回特別委員会を開催致します。

なお、本日は傍聴の申し出がありましたので、これを許可しております。よろしくお願いいたします。

前回から素案に対する追加・削除などの、提案者から提案理由を述べてもらい、具体的に協議に入ってきました。第16条まで協議が終わりましたので、本日は第17条より協議を

始めたいと思います。なお、第5章まですべての協議が終わりましたら、前回の協議で持ち越しとなった条文について、次回の協議に向けた協議内容の確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。では早速協議に入りたいと思います。なお、時間のほうは2時間を予定しておりますが、早く進めば早く終わらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、今日は匹田議長が欠席しておりますので、お伝えしておきます。よろしくお願いいたします。それでは、17条を副委員長読み上げてください。

○副委員（大塚州章）

（第17条を読み上げ）

○委員長（吉岡 勲）

2号から6号までが梅田委員からの追記となっております。梅田委員より何か補足があれば。

○委員（梅田徳男）

5号の老人福祉計画っていうのは、ここ高齢者に修正をお願いします。それと、17条議決事件の追加ということで、1号にある市の総合計画の基本構想の策定、変更、改廃に関することってのがまずありますんで、これはどういうことを念頭についていうか、構想上、どういうことを考えて入れたかっていう、基本的なところをまず聞いたかったですけども。後に影響しますんでね。1号のところはこういう考えで、ここに入れようとしたんだよっていうところを、まず聞いたかったですけど、その辺は情報ないですか。

○副委員（大塚州章）

聞いてないです。

○委員（梅田徳男）

2号以降は赤で書いてるところは、私なりにこういう計画は、議決すべき事件ということで追加していただくと、より市民に分かりやすくなっていくんじゃないかなということまで考えて、追加をしたらどうかと。ただこれを入れると、事務局なり執行部なり、かなり作業量が増えるんで、その辺のことを考えないといけないと思うんですが。一方で、例えば地域防災計画なんっていうのは災害対策基本法ですかね。その中で、防災会議が作成するということになってるんで、そういう法律上決められてることがあるんであれば、そのへんは情報提供の範囲でいいかなということをおもわないこともないんですけども。全体的に、大切なことなんで、項目としてはどうかというふうな考えで入れました。

○委員長（吉岡 勲）

今2号から6号までありますが、総合基本計画の中には、すべて項目として入っております。ただ、それを別に明記するのがいいのかどうかということなんで。どうなんでしょうか。何かありましたら、何でも結構なんでこの第17条について。

○委員（戸匹映二）

どこまでの範囲で、この計画の変更に関して議決を求めるかということですけど。あまり細かいところまで言うのは結構大変かと思うんで、3つぐらいに絞っていいんじゃないか

なという感じはしますけどね。総合計画があってその下に2つぐらいまででいいんじゃないかなという感じはいたします。

○委員（奥田富美子）

勉強不足でわからないところもありますが、その梅田委員がおっしゃるように細かく入れると執行部が大変なところもあったりするでしょうし、私たちとして何を入れたらいいのかちょっと勉強不足なので、ちょっと継続にさせていただいて、次までの持ち帰りとかにさせていただくと、その視点でちょっと調べて、また意見できるかなと思いました。

○副委員（大塚州章）

私ももう少しこの一つ一つの計画が報告で済むのか、それとも審議・議決までいるのかということが、ちょっと分からないところありますんで、ちょっと事務局と相談しながら、また原課と相談しながら、議決なのか報告でいいのかというようなことを聞いてみたいと思います。

○委員長（吉岡 勲）

今大塚委員から言われたように、議決事件の追加ということなんですけど、議決に値するかどうかということもありますんで、再度執行部とも相談しながら、また法務担当の先生とも相談しながら進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次の第5章議会の機能強化等について、第18条の議員研修を若林委員お願いします。

○委員（若林純一）

（第18条を読み上げ）

○委員長（吉岡 勲）

第18条につきましては、特に皆さんからのご意見がないようですので、内容はこれでいきたいと思います。では19条を戸匹委員お願いします。

○委員（梅田徳男）

前回12条の4項に追記をした政策委員会、章がちょっと違うんじゃないかということ、5章のところに移動させていただいて、その内容についてはまた説明させていただきたいというお願いをしておりました。これは消えたのですか。

○副委員（大塚州章）

梅田委員すみません、事務局のほうから報告させていただきます。

◎書記（高橋悠樹）

説明させていただきます。先ほど梅田委員が言われたように、条文の位置がここでいいかということから動かしてもらいたいということで、5章の5ページ一番下に何条というのは抜いているんですが、追加条文ということで持っていっております。

それと、梅田委員から出ておりましたICTの活用もその1つ上に載せておりますので、ここでまたご説明のほうをいただきたいと思います。

○委員（梅田徳男）

これですね、5章18条の議員研修とほぼ内容が同じになってるものですから、18条とそのまま入れ替えて、タイトルを議員研修じゃなくて、機能強化等というタイトルで入れ替えていただいたらなというふうに思います。本文を今18条に書いてるものから、これを「議会は政策委員会を設置し、この効果的に云々」という一番下に書いてる、追加条文に書いている内容に入れ替えたほうがいいんじゃないかという提案です。

○委員長（吉岡 勲）

梅田委員から提案がありました18条と19条の関係なんですけども、これも文章的なものがあるかと思いますが、ちょっと法務の方とも相談したいと。

○委員（若林純一）

今梅田委員の説明の条項には政策委員会っていう新たな委員会を作るようになってますので、18条の作り方と全然違うんで。法務の方に相談というようなことじゃなくて、政策委員会を作るのかどうかという議論をしないといけないんじゃないかと思うんですが。

○委員（梅田徳男）

これはもし政策委員会って形で入れていただければ、2項を書いてないですけど、やはり2項で政策委員会の詳細は別に定めるってやつを設けて、その詳細は議論しないとイケなくなりますよね。

○副委員（大塚州章）

前回ちょっと休んでたんですけど、復習して見させていただいて。ここの18条を「議会研修と活性化等について」というふうに変えて、「政策提言能力の向上のため、研修及び委員会等を積極的に実施する」というふうな形で一つに括って、で2項に詳細に関しては別途定めるというふうなことも、皆さんの話を聞いてちょっと思いました。

○委員（奥田富美子）

すみません。今のところについては、議会活性化委員会とか政策委員会ってすごく性質が違うものではないかなという印象があります。議会活性化委員会は、今回こう決めた、この議決基本条例がうまくいっているかどうかの点検等をする委員会になるので、政策委員会とはちょっと違うような気がするので、さっきあったように、政策委員会がどんなものかというのを、私たちがもう少し掘り下げて設置するかどうかも含め、設置する方向でいいとは思いますが、これ意味が多分違うような気がします。なので、項目をまとめないほうがいいと思います。

○委員（若林純一）

項目をまとめないほうがいいということには賛成ですが、政策委員会を作ることにについては、私は特に必要としないという立場をとりますので、常任委員会があつて、活性化委員会があつて、今までない政策委員会というものがなぜ必要かってのは、かなり重要な意味を持つので、議論は必要だと思いますけど、今までないものが急に必要だつてということにはちょっとなりづらいかなという、立場であります。

○委員（奥田富美子）

ちなみに提案された梅田委員のところで、何か動機をお話いただけたらと思います。

○委員（梅田徳男）

他所の条例なんかを見てみましても、議会の活性化とかで、議会で何が足りないかというその記録なんかを見てみると、臼杵市の私もそうだと思うんですが、政策に関する論議もあまりないですし、提案というのあまり感じる部分はないんで、その辺やっぱりやるべきものはやらないといけないというふうに考えるのと、もう一方で、その知識が十分にあるのかと、個人的に。その知識は十分はないというふうに分なりに思うものですから、こういう、活性化委員会とかを設けて、オーソライズされた内容を皆さんで論議することによって、より良い政策っていう方向付けができればと。そういう考えで、活性化委員会がありますんで、活性化委員会とタイアップしていけば、より相乗効果が生まれるんじゃないかという期待から、新たに追加ということで考えました。

○委員長（吉岡 勲）

他に何かございませんか。今の活性化委員会と政策委員会。

○副委員（大塚州章）

梅田委員のおっしゃることもよく分かります。以前、政策討論会というのがあって、皆さんで二十何人いた時に政策討論をして、こういうふうな分科会に分かれて、各分科会から政策を2、3挙げてくださいますと。それをまとめて、それを三役と議員全員で最終的に討論して決めていくというようなシステムがありましたんで。それも一つの方法かなと思います。だから政策討論とそれから議会活性化とちょっと色が違うとは思いますが、それをひとくくりにして、討論と活性化、両方できるような形をやるのも一つの方法かなと。そして、細かくは別途定めるとしたらどうかという意味で。

○委員長（吉岡 勲）

いろんな意見が出ておりますが、ただ委員会を常設委員会にするのか。正式って言ったら悪いんですけども、常設委員会にするのかというその問題もあろうかと思しますので、もう少し法務の先生とも相談しながら、正式なのは3委員会ですが、それに加えてまた作るのかってということがありますんで、もう少し協議してきたいと思えます。

再確認ですけども。先ほどからありますように、委員会を2つ作るのはどうか。それを1つに合わせるのがいいのかということもありますんで、もう少し継続協議していききたいと思えますのでよろしく願います。では、19条をお願いします。

○委員（戸匹映二）

（第19条と追加条文2つを読み上げ）

○委員長（吉岡 勲）

追加条文等もありますが、先ほどから協議していることに重複しますが、これに対して意見があればどうぞ。

○委員（若林純一）

追記については私も分かるんですけど、削除したい理由をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（吉岡 勲）

私が削除を提案させていただきましたが、委員会をたくさん作る必要があるのかどうか、昔みたいに人数の多いときなら良かったんですけど、今人数が少ないので、ほとんど顔が見えて話ができますし、それと議会活性化委員会というのが、議会運営委員会があります。そういうことで、そこをしっかりと議運の中ですれば、各会派から委員もいらっしゃいますので、そこでしっかりと議会活性化を話していただくといいと思います。

○委員（川辺 隆）

委員長それだったら、本来議会活性化委員会とは、この中に書いていませんでしたけど、当初提案された中に議会基本条例の変更等が発生した場合、議会活性化委員会置いてればそこで意見を集約して、また新たな追記ができるという説明が当初はあったんですよ。でもこれを置かないとなると、新たな議会基本条例の追記とかまた廃止に関したときは、またこの特別委員会がその代わりでまた開くということによろしいんですか。

○委員長（吉岡 勲）

代表者会議等で素案を作っただいて、それから全協で報告をすればいいんじゃないかなと思うんですけど、そうじゃないといつまでもこの特別委員会を存続させていかないといけなくなりますんで。そういうことのほうが良からうかなと思っております。

○委員（若林純一）

この条文が成立した暁には、例えば今議論の途中ですけど、議会の報告会をするかしないかとか、あるいは議会だよりの編集とか、事細かな進め方の問題とかがかなり出てくると思われまして、それを全部議会運営委員会にお任せすると、議運がちょっと大変になるかなということもありますし。議運は本来の議運の業務をやっただけであればいいので、あと事細かな議会活性化とか、この条例の趣旨に基づく活動の方向性とかいう、その案をやっぱりどこかで作らないといけないと思いますので、常設委員会でなくていいとは思っているんですが、活性化委員会という要するにそういうプロジェクト案を作る場がないと、なかなか難しいかなというふうに思います。

○副委員（大塚州章）

本当それがあると思います。活性化するためには、それを作って、ただそれはまた議員を選出して、常任委員会と一緒にような形にして、いったら議員の身分保障も含めてやるのかどうかというのも、細かくなってくると思うんで。その辺のところは、これは別に私は消すとかいうことではないんですけど、残してやるにしても、代表者により変えるのか、それとも別にまた新たな委員会を作るのかという論議まではちょっと皆さんも考えておいていただいたほうがいいのかと思います。

○委員長（吉岡 勲）

若林委員から意見がありましたように、これから決めていく時に、例えばこういうふうにするとなった時に、どう作るのかってということまで考えなきゃいけないので、今のところは大きな土台となる案だと思っていますので、よろしく願いいたします。

○副委員（大塚州章）

もう1点ですね、それからさっき若林委員から言われたように、議会運営委員会というのは、議会を運営するにあたっての委員会であって、政策を決める形とかいうものではなく、それはまた議会運営委員会のほうと別の考えでおっといてもらったほうが、どこの議会運営委員会もたぶんそうだと思います。それを議会運営委員会にあてる、少人数の議会であると、それがそうなってるところもあるかもしれません。でも、臼杵市は18人いるんで、そこはちょっと分けたほうがいいのかなというふうに私は議会運営委員長としての考えです。

○委員（若林純一）

ということは削除というこの案については撤回するというか、今の議論の中でこの削除はなくなるという考え方でよろしいのでしょうか。

○委員（川辺 隆）

おっしゃることもよく分かって、削除でもいいんやないかなと思ったんですけども。もう1回、今大塚副委員長が言ってるので、また吉岡委員長が言っていることを吟味するために、もう少し時間をかけて、再考させてください。

○委員長（吉岡 勲）

確かにいろんな委員会を作った時とか、その土台とかいろいろと構成、議員の数とかいろんな形があるかと思うんで、もう少し詰めていきたいと思います。よろしく願いいたします。暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

○委員長（吉岡 勲）

再開します。何か素案に対してあれば、どうぞ。

○委員（川辺 隆）

ICTの活用。これは条例で謳うというよりも、もう以前からタブレットを議員一人一人に配布のお願いとか、積極的にペーパーレスを行っていかうという提言を、いろんな会議で意見が議員より出てます。

これは議運の話であって、これを条例にわざわざ入れなくちゃいけない文面なのかなという疑問を持ちました。

○副委員（大塚州章）

このICTも以前出したことがありまして、いろんな議会がタブレット使ってやるところを見て、代表者で1回、各会派の代表が集まっているので、各会派でこういう意見をどうでしょうか、持ち帰ってくださいと。で、皆さんがよろしければ、代表者で決めてそれでやろうじゃないかというふうになれば、ICTを取り込むのは議運になりますから、ICTの活用をこういうふうにしなきゃいけないという詳細に関して、議会でタブレットを持ち込んだ際の、やっぱり規則が要ると思います。例えば、タブレットを見ながら他のところを見たりとか、そういう規則を決めなきゃいけないところは、議運になってくると思いますんで。

ただ、タブレットの利用・活用の方法とか、議会時の使用の仕方とか、その辺のところは議運で決めるっていう形になってくるように、私もちょっと調べたらそうなるんで。そのところは、ちょっと住み分けを変えたほうが。

導入は皆さんで決めて、活用方法に関しては議運という形になってくるかなと、私は理解してますんで。

○委員（戸匹映二）

このICTを入れるか入れないかっていうのは一つの活性化の方法でありますんで、これを最高規範に入れる必要があるのかどうかというところも考えたほうがいいのかなと思います。

○委員（梅田徳男）

5章の議会の機能強化ってところに入れてるわけですけども、ですからあくまでも、皆さんおっしゃってるような議会運営の効率化ってのもあるんですけども、相対的な議会機能の強化、推進をするんだという要素を含めてここに入れました。

○委員（若林純一）

私も川辺委員、戸匹委員の言われる通りだと思いますので、この追加条文は必要ないと思います。

○委員長（吉岡 勲）

今削除の話もありますが、梅田委員これ運用の方向で考えていくって形でいいんでしょうか。

○委員（梅田徳男）

そういう充実が図られていけば構わないと思います。

○副委員（大塚州章）

確かにICTの活用はすごく重要だと思いますんで、議会活性化の中に時代に沿ったICTの活用を研究しながらというようなことが入れればいいのかなと私はちょっとそういうふうな感じを受けましたんで。

○委員長（吉岡 勲）

一応そういう形で話が進んでおりますので、ICTの積極的な活用、これにつま

で一応保留という形にさせていただきたいと思います。ただ、方向性としては大事だと思っております。

○委員（若林純一）

せっかく集まって議論しているので保留をなるべく少なくしたほうがいいと思いますし、今保留ということでの結論はちょっと納得できないんですけども。

○委員長（吉岡 勲）

一応削除させていただいてこの考え方を保留という形で、と私は理解しておりますので、よろしくをお願いします。

第19条まで終わりましたので事務局のほうから少し、これまでの協議内容について確認を。

○委員（川辺 隆）

ここで追記の政策委員会が入ってくるんでしょ。今ICTまで終わりましたよね。ここで追記に政策委員会が入ってくるんじゃないですか。

○委員（梅田徳男）

位置的にはここに入ってるけどもう5章の、議員研修18条のところで説明をさせてもらった通りで処理をしていただければ結構です。

○委員長（吉岡 勲）

一応形としては今19条まで終わりましたが、やはりここは確認のために事務局のほうからから、報告をお願いいたします。

◎書記（高橋悠樹）

では会議冒頭に委員長の説明ありました通り、この後第一法規のほうに点検をお願いするという関係と、今後協議を進めていく上で、前回までの会議録をもとに要協議と、文言確認と仕訳をさせていただきましたので、その確認をさせていただきたいと思いますが、本日17条から以降はまた会議録を作成いたしまして、確認をしていきたいと思いますが、本日は要協議となった条文が多かったというふうに今のところ認識しております。

○委員（川辺 隆）

今までにあったことを、一度きりをつけて1ページに戻る話はわかったんですけども、そもそもこれには、まず以下申し合わせ事項の重視という文が当初の分には入ってて、今回はもうなくなってずっと議論が進んできてるんですけど、これが第1章に入るんですね。申し合わせ事項の遵守という部分が、当初にはあったんですよ。しかしながら、今回ないということは、申し合わせ事項は守らなくていいという解釈にする人もこの中にはいると思うんで。それはどこに行ったんですか。

◎書記（高橋悠樹）

申し合わせの遵守ですか。川辺委員がおっしゃられているのは、1ページ最高規範性の第2条のところですか。申し合わせ事項という文言は、当初の素案にも入っていません

ったと思いますが。

○委員（川辺 隆）

申し合わせ事項の遵守はこの中に謳わないということ、そして、それは守る必要がないということの解釈をされる方がいてもいいんですね。

○委員長（吉岡 勲）

代表者会議で決まった申し合わせ事項、これはあくまでも申合せで守るべきものです。

ただ、いろんな事件があったときに、その都度代表者会議で申し合わせ事項は変わります。申し合わせは守ることが一番の大前提です。

○委員（川辺 隆）

委員長のおっしゃる通りと思います。委員長がもし事務局と今後すり合わせるものがあるのであれば、それを追加でお願いします。このことに関して議論が進んでおりますけれども、条例には罰則を設ける・設けない、その議論もあったと思うんですけども。

今回最後に入っていませんけど、罰則規定を設けるんじゃないんですか子供の条例じゃないんだから。

○委員（若林純一）

最初のところをちょっと口頭でさっと言われてもわからないので、具体的にどういう条文にしたいかっていうことを提案していただかないと、これまではこの原案に対して修正がある人は出してくださいということの上でやってきているのに、ここに来て口頭であればどうなったんだというやり方をされると、組み上がっていかないと思うんで、今川辺委員が言われるような内容を組み入れたいのであれば、具体的な条文を書き起こして提案していただかないと考えが述べられないと思います。

○委員（川辺 隆）

委員長のご発言の通りよろしくお願いします。

○委員（奥田富美子）

意見を整理してください。最終委員長の発言がどうだったかが、すみません理解ができてないので、もう1回お願いします。

○委員長（吉岡 勲）

先ほど川辺委員が言いましたことは、代表者会議等で申し合わせている事項については、これは厳守です。代表者会議で決まったこと。それを議員になったとき配付させていただきますよね。申し合わせ事項、これはあくまでも議員として守るべき大前提の1つであります。

この基本条例というのはあくまでも条例です。条例の上をいくのは道徳。私も法律を勉強させていただきましたが、日本で言えば憲法、法律があり、政令、条例があります。

その上にいく部分が、申し合わせ事項だと私は確認しておりますので、守るべきものだと思っております。

○委員（若林純一）

ということは新たな、今議論している条文以外の、こういう条文を入れてくれというようなことではなく、要するにこれまでの申し合わせ事項についての取り扱いの確認が今なされたという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（吉岡 勲）

私はそう思っております。ただこの基本条例あくまで、これたたき台をこれまで研究して参りました。その中で皆さん、追加がありませんかってことで提案させていただきました。また、削除があればという形で提案もさせていただきましたので、あくまでもたたき台でありますんで、これから今言いましたように、協議した中で、法務担当の先生と相談しながら、文章を作っていくまして、また皆さんと相談したいと思っておりますので、まだまだ、たたき台の枠を出てないと思っております。

○委員（若林純一）

ということは、ここに示された資料の中にある条文以外のものが突然現れるということはないという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（吉岡 勲）

今言いましたように、法務の先生と相談しながら、例えば、一つの条例に対してこれおかしいからこういう形がいいんですよっていう形になるかも分かりませんし、最後の言葉一つで、これを行う、そういう方向にするっていう、やっぱり言葉で最後違ってきます。そういうことも含めてやりたいと思っております。まだまだ、たたき台だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○副委員（大塚州章）

すみません。今の皆さんのお話を聞いてて、例えば川辺委員のおっしゃった、申し合わせ事項の遵守とか厳守とかいうのを、この条文の中に盛り込むのは妥当なのかどうか。その申し合わせ事項の位置づけと、この条例の位置づけというのをもう1回ちょっと私も確認をしたいと思います。両方守らなきゃいけないものであると思いますんで。その位置づけをしっかりと、この中で盛り込むべきなのか、それとは別なんだというようなところで、その辺のところをちょっと勉強したいと思います。

○委員（若林純一）

今のお話を総合しますと、これから先、その申し合わせ事項との関連で何か条文を入れる際についても、また新たにきちんと示していただいて、議論なされるということですね。

○委員長（吉岡 勲）

川辺委員の意見がありましたが、それを踏まえて何かまた追加であれば。

では、事務局のほうから確認、説明をお願いいたします。

◎書記（高橋悠樹）

今までの協議事項の確認と仕分けを報告させていただきたいと思います。

（配付資料に基づき説明）

◎書記（高橋悠樹）

これらの内容を確認いただいたうえ、次の会議につなげていきたいと思いますので、よろしくお願いします。報告は以上です。

○委員長（吉岡 勲）

これまでの協議結果を報告させていただきました。

先ほどこの中でありましたように、例えば第16条で協議事項の中で、条例に入れる・入れないというようなこともありますので、これ持ち帰りまして会派の方と相談しながら、次の委員会で、皆さんからお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それと、第17から19条までの先ほど示したことにつきましても、また持ち帰って協議していただきたいと思います。

ではこれで決まりましたことを、第一法規のほうに報告しながら協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。質問等あれば。

法務のほうにこれから質問書を出して、返って来るのに時間がちょっとかかると思えます。次回委員会の日程は、もう少し先になってから決めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員（若林純一）

第一法規に相談される分はしていただいて全然いいと思うんですけど、結局条例に入れる・入れないとか、要するに議会の意思については、やっぱり第一法規が決めるわけじゃないので、第一法規に相談をする部分っていうのは、法令上の組み立てとか文言とかいうことだと思うので、その入れる・入れないとかどっちにするかとかいうことは、早急に話し合わないとこれ、かなり意見の相違があるように思われます。だから第一法規に相談するので時間がかかりますので、次は先になりますじゃなくて、必要な議論はやっぱり早くやっていただきたいと思うんですが。

○委員長（吉岡 勲）

今の若林委員の意見をしっかり聞きまして、一応先ほど言いましたように、そのような点はしっかり会派のほうで相談しながら、早めに提出いただければ意見を聞きたいと思います。

ですからここで、素案の内容を法務に相談できると思うので、またすぐに集まってもどうかと思っています。

○委員（若林純一）

単純に入れる・入れないじゃなくて、こういうことなら入るとか、こういうふうにしてもらって入れないとか、いろんなパターンとか考え方があるので、それを十分やっぱり議論しないとですね。単に入れる・入れない、○が何人、×が何人というようなものではないっていうふうに私は思っていますから。条文ごとに、意見を戦わせて絞り込めるところを絞り込む、どうしても絞り込めないところは次の委員会にまた持ち帰ってもらってということを繰り返していただきたいなというふうに思うんですが。

○委員長（吉岡 勲）

お互いにここに出ている意見を持って帰っていただいて、それからまた話をしましょう。法務のほうに出すのは少し待ちましょう、委員会を先にしてからにしましょう。そういうことでお願いします。次回の委員会が早急に開けるように、皆さん会派に持ち帰りまして、このところのご検討よろしくをお願いします。

○委員（川辺 隆）

私も若林委員の意見には賛成なんです。1個1個吟味しないといけん、今特に引っかかったのは広報誌、基本的には賛成です。

しかし前回の意見では、市報に拡充してもどうかという意見が出てますので、そういうのは再考したいんですけど、根本的にここで決められたことを全議員には一度戻して、そこで会派でも個人でも、もう1回再考して意見を上げてもらっていいんですよ。そういう運びになるんでしょう。今若林委員がおっしゃって、ここでの数の議論の賛成・反対じゃなくて、全議員にこれ1回戻すんですよ。

○委員長（吉岡 勲）

はい。ということで一応本日の特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時56分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定を準用し、ここに記録を作成する。

令和3年2月12日

白杵市議会
基本条例検討特別委員会
委員長 吉岡 勲